

様式第 1 号

埼玉県業務委託一般競争入札公告

放置車両確認事務委託（Ｂブロック）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱（以下「執行要綱」という。）の規定によるものとする。

令和 8 年 9 月 11 日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	放置車両確認事務委託（Ｂブロック）
(2) 業務場所	埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所
(3) 履行期間	令和 9 年 2 月 1 日から令和11年 9 月30日までとする。ただし、令和 9 年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の委託金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
(4) 業務概要	仕様書のとおり
(5) その他	この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約に係る費用負担は生じない。 なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。
2 落札者の決定方法	本入札は、執行要綱第19条第 1 項の規定に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続の方法	本件入札は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。 落札決定にあつては、電子入札システムに記録された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を算出し、その合計金額（整数）を電子入札システムに記録すること。 やむを得ない理由があり、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により入札書を提出する場合は、令和 8 年10月21日（水）午後 3 時までに必ず「19 問合せ先 (1)」宛てに事前連絡をして承認を得、各種資料を提出した上で、入札書は二重封筒とし、入札書は中封筒に密封のうえ、中封筒及び外封筒の封皮に、氏名（法人の場合は名称及び商号）及び「放置車両確認事務委託（Ｂブロック）の調達の入札書在中」と朱書きし、中封筒には封筒ごとに入札の回数（「初度」、「再度」）を併せて明記すること。
4 仕様書等	この公告の日から「19 問合せ先 (2)」の場所において交付す

	る（事前に電話により連絡をすること。）。 また、入札終了後速やかに返納すること。
5 競争参加資格確認申請書の提出	(1) 資格審査に係る提出書類及び提出先 資格審査申請書（別記様式第3号）に下記アに示す書類を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により令和8年10月22日（木）午後3時までに「19 問合せ先 (2)」宛てに提出すること。 なお、資格審査書類の提出を希望する場合は、提出先に事前連絡をすること。 また、提出された書類の返却は行わない。 ア 提出書類 (ア) 駐車監視員資格者一覧（別記様式第4号） (イ) 駐車監視員資格者証の写し（別記様式第5号） (ウ) 履歴書（別記様式第6号） 過去5年間（令和8年4月1日を基準として）、いずれか都道府県警察において、駐車監視員として1年以上の実務経験がある場合は、その期間、都道府県警察名及び放置車両確認機関名を必ず記載すること。 イ 統括責任者として従事させようとする者に係る次に掲げる書類 (ア) 履歴書（別記様式第7号） 過去にいずれか都道府県警察において、統括責任者または代行者として通算1年以上の実務経験がある、または、駐車監視員として通算2年以上の実務経験がある場合は、その期間、都道府県警察名及び放置車両確認機関名を必ず記載すること。前記実務経験と同等の経験を有するものである場合は、その期間、業務経歴等を必ず記載すること。 (イ) 保有資格等が分かる書類一式 ウ 資格審査結果 審査を受けようとする者から申請書の提出を受けたときは、書類審査及び実態調査を行って資格の有無を決定する。なお、審査結果については、別途通知する。 (2) 入札参加申請書の提出 当該入札に参加する場合は次のとおり競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 ア 提出期限 令和8年11月4日（水）午前10時まで イ 提出方法 確認申請書に一般競争入札参加資格確認資料（別記様式第1号）を添付し、電子入札システムにより提出すること。 ウ 入札参加資格確認結果 資格審査結果については、電子入札システムにより参加資格確認結果通知書を発行する。 なお、通知書を受けた入札参加者であっても、入札日において11(1)、(2)及び(3)の競争入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
6 仕様書等に関する質問	仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり、発注機関宛て持参、郵送、ファクシミリ又はメールにより質問票（別記様式第2号）を提出すること。

	(1) 受付期間 公告日から令和8年10月14日（水）午後3時まで (2) 提出先 「19 問合せ先（1）」宛てに提出すること。 ※ 質問票を提出した場合は、担当者宛て着信確認の連絡（電話）をすること。
7 質問に対する回答	回答は「19 問合せ先（2）」より個別に対応する。ただし入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、原則として入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。 ・回答・掲載期限 令和8年10月21日（水）午後5時までに回答及び掲載する。
8 入札書の提出期間	入札参加者資格者は、前記7の「質問に対する回答」を必ず確認し、競争入札参加資格の確認を受けた日から令和8年11月11日（水）午前9時50分までに電子入札システムに記録すること。 なお、入札参加資格者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより必ず「辞退」を提出すること。
9 開札日時	令和8年11月11日（水）午前10時
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登録	本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に ・業種区分：催物、映画、広告、その他の業務 （放置車両確認業務） または ・業務区分：建築物の管理に関する業務 に係る入札に参加できる資格の ・等級：A等級 で格付けされた者であること。
(2) 所在地	所在地要件：管轄内、準管轄内又は管轄外 企業規模：大企業又は中小企業 を満たす者であること。 なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）により、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
(3) その他の参加資格	ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項により埼玉県公安委員会の登録を受けている者であること。ただし、同法第51条の9の適合命令を受け、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。 イ 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審

	第513号)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。 キ 仕様書の示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。 ク 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
12 最低制限価格	<u>設定する。</u> <u>なお、最低制限価格に満たない金額により入札した入札参加者は、失格とする。</u>
13 入札保証金	(1) 入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条2項の規定に該当し、県が認めた場合は、免除する。 (2) 入札保証金の納付については、確認通知書と併せて通知する。
14 契約保証金	財務規則第81条の規定による。 なお、免除に当たっては、過去の契約履行実績等の提出を求めることがあるので、その場合は必要書類を別途提出すること。
15 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 支払方法	月ごとの業務の完了確認終了後月払
16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札に参加できる者 確認通知書により、競争入札参加資格ありとされた入札参加資格者。 なお、入札参加資格がある旨の確認通知を受けたものであっても、入札日において競争入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。 イ 執行条件 1者入札であっても入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、電子入札システムに記録された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を電子入札システムに記録すること。
(3) 入札回数	開札の結果、競争入札者等の入札のうち、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、電子入札システムにより再度入札を行うものとする。 ア 再度入札の回数 再度の入札は1回とする。 イ システムによる再度入札 システムによる入札をした入札参加資格者には、直ちに電子メールにより再度入札を実施する旨を通知するので、通知に従い、再度入札金額等をシステムにより記録すること。辞

	退する場合は、必ずシステムを用いて「辞退」の入力を行うこと。 ウ 再度入札への参加資格 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、次の(ア)、又は(イ)に該当する者は、再度入札に参加することができない。 (ア) 初度入札において無効の入札行った者 (イ) 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者 エ 再度入札を行わない場合 再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。
(4) 入札の辞退	入札参加者が入札を辞退する場合は、令和8年11月11日(水)午前9時50分までに、システムにより「辞退」を提出すること。
(5) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(6) 電子くじ	落札となるべき価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便(発注者から紙入札の承認を得て郵送した場合を除く)、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理されたものがした入札 ク やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 首標金額を訂正したもの (イ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (ウ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (エ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (オ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1) 電子入札システムの障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる。 なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、入札参加資格者には、電話等により必要な事項を連絡する。 (2) 落札者は「3 入札手続きの方法」により入札した金額の人件費や物件費等の内訳が分かる書式(任意様式)を提出すること。

	(3) 本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条件（スライド条項）を適用する契約である。 詳細については下記URL先に掲出されている資料を参考とし、落札者が契約期間内に条項適用を希望する場合はリンク先で例示されている内訳詳細資料等の作成が必要な場合がある。 • https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/news/page/news20250120.html • https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/sonotakitei.html#itakusuraido
19 この公告に関する問合せ先	(1) 入札に関する問合せ先 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 （埼玉県庁第二庁舎） 電話 048-832-0110 内線2249 FAX 048-824-4607 (2) 仕様書の内容に関する問合せ先 埼玉県警察本部交通部交通指導課駐車管理係 〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地 5 （埼玉県警察本部上尾分庁舎） 電話 048-832-0110 内線761-363